

第1条 約款の適用

本約款は、当ゴルフ場を利用される方が快適で安全なプレーをお楽しみ頂くことを目的として制定され、会員・非会員を問わず当ゴルフ場を利用される全ての方について、以下に定める条項を遵守していただくものとします。

第2条 利用契約の成立

当ゴルフ場にてプレーされる方は、フロントまたは当ゴルフ場のホームページ上に掲載する本約款の内容を事前に確認した上で、当日フロントにて提示する所定の受付簿にご署名ください。それにより、当ゴルフ場は署名者の施設のご利用をお引き受けいたします。

第3条 予約の申し込み・違約金等

プレーの予約申し込みは、原則として倶楽部会員様ご本人が、別に定める期日までに予約日・スタート希望時間・連絡先・同伴者名を明示してお申し込みください。なお、予約をキャンセルする場合には、別に定める違約金を請求することがあります。

第4条 利用の拒絶

当ゴルフ場は次の各項のいずれかに該当する場合には、施設の利用並びに以降の継続利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に空きが無いとき
2. 非会員で、会員の同伴または紹介が無いとき
3. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為(暴力、威嚇行為等)を成したとき、または成す恐れがあると当ゴルフ場が判断したとき
4. 偽名または他人名義で予約申し込みまたは受付が行われたとき
5. 刺青(またはこれに類似するものを含む)がある方の浴場利用
6. 著しくゴルフのエチケット、マナーに反する行為があったとき
7. プレー技術が著しく未熟で、他のプレーヤーに迷惑をかけると判断したとき
8. 降雪・天災・その他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき
9. 当ゴルフ場からの注意・呼びかけ・警告に従わないとき
10. 本約款に違反したとき
11. 上に掲げる以外の理由で、当ゴルフ場を利用されることが当ゴルフ場もしくは他のお客様に好ましくないと認められるとき

第5条 反社会的勢力関係者の利用禁止

反社会的勢力(*1)に該当すると認められる者、その団体に属する者(関係者も含む)、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められる者の当ゴルフ場への予約・施設内への立ち入り・施設利用の一切を固く禁止し、以後も永続的にその全てを禁止します。同伴者の中に反社会的勢力関係者が一人でも含まれていた場合でも、全員の利用を禁止します。なお、利用契約成立後であっても、この事実が判明した場合には、直ちに予約・施設内への立ち入り・施設利用の一切を禁止します。

(*1)ここでいう反社会的勢力とは、具体的に以下の項目のいずれかに該当するものをさす。

1. 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)
2. 暴力団準構成員または暴力団関係企業に属する者またはその関係者
3. 暴力を以って破壊することを主張する政党・団体に属する者、またはその関係者
4. 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき
5. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
6. その他反社会的と判断される行為を行う者

(*2)ここでいう社会的に非難されるべき関係とは、具体的に以下の項目のいずれかに該当するものをさす

1. 反社会的勢力に対して、資金等を提供する、または便宜を供与する等、積極的に維持・運営に関与しているとき
2. 反社会的勢力又はその関係者との交際や会合に同席する等で関与しているとき
3. 反社会的勢力又はその関係者であることを知りながらこれを不当に利用する、または、実際には反社会的団体と関係なくとも、その威を借りるために反社会的勢力の名を騙るなどしているとき

第6条 反社会的勢力関係者の利用禁止に係る賠償責任について

当ゴルフ場は、前条の反社会的勢力関係者の利用禁止に係る、損害賠償等の一切の責任を負いません。

第7条 休業日・開場時間

当ゴルフ場の休業日・開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、事情により臨時に変更することがあります。

第8条 服装

当ゴルフ場内での服装については、以下の各項を遵守していただきます。

1. 品位を持った服装を心掛けること
2. 基本的にGパンはプレー中の着用は禁止し、入退場時はその限りではない
3. 半ズボン着用時はハイソックスの着用を推奨する(短ソックス可)
4. シャツはU首・丸首及びTシャツは禁止。またタンクトップはプレー中の着用を禁止
5. サンドル、下駄、スリッパでの入場は禁止
6. タオル類を首や肩にかけないこと
7. 危険防止および熱中症対策として、帽子を着用すること
8. その他、他人に不快感を与える服装は禁止

第9条 貴重品の取り扱い

金銭その他貴重品は、クラブハウス内に設置する貴重品庫に保管ください。但し、貴重品庫が使用不可能な場合には、フロントに預け入れください。万一盗難や紛失等の事故が発生しても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。但し、当倶楽部に故意・重過失がある場合はこの限りではありません。

第10条 自動車の取り扱い

自動車は、当ゴルフ場が指定する駐車場の敷地内に駐車してください。なお、指定した敷地内であっても、混雑・作業等諸般の事情により移動をお願いする場合があります。

第11条 携帯品、自動車等の盗難、紛失、事故

当ゴルフ場敷地内において携帯品や駐車中の自動車、および自動車内における毀損・盗難・紛失・事故等について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。但し、当倶楽部に故意・重過失がある場合はこの限りではありません。

第12条 ロッカーの取り扱いについて

ロッカーを利用の際は、必ず施錠をしてください。ロッカーの鍵は、当ゴルフ場でお預かりすることはありません。ロッカーの鍵を紛失した場合には、直ちにフロントにお申し出ください。紛失した鍵が発見されない場合には、所定の補償金をお支払いいただきます。なお、ロッカー内の盗難等について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。但し、当倶楽部に故意・重過失がある場合はこの限りではありません。

第13条 宅配便の取り扱い

ゴルフクラブ・バッグ・シューズ・コンペ賞品等の宅配便ご利用については、お客様への便宜を図る目的でお取次ぎ自体はいたしますが、取次ぎ中に発生した盗難・紛失・損害等について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。但し、当倶楽部に故意・重過失がある場合はこの限りではありません。

第14条 プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守

プレーに際して危険回避のため、プレーヤーはエチケット・マナーを厳守し、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己責任において安全確認しプレーすると共に、以下の各項を遵守していただきます。

1. ティーグラウンドでのクラブの素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外では行わないこと。
2. プレーヤーは打順を守り、打者以外のプレーヤーは基本的にティーグラウンドに立ち入らないこと。
3. 先発組みに対して、後続組のプレーヤーは自己が認識する飛距離を判断し、先発組に打ち込まないこと
4. キャディのアドバイスおよびフォアキャディの合図は、一般的に通常と判断される飛距離を基に合図している。従って、アドバイスもしくは合図の如何にかかわらず、自己が認識する飛距離を判断し、自己責任でプレーを進行すること
5. 同伴プレーヤーは、打者の前方には出ないこと
6. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険なため、プレーヤーは自己の技術力・飛距離を適切且つ慎重に判断し、打球すること
7. 隣接ホールに打ち込んだ場合は、隣接ホールのプレーを妨害しないよう細心の注意を払うこと。また、隣接ホールのプレーヤーに合図し、同伴プレーヤー並びに隣接ホールのプレーヤーの存在に注意し、慎重に打球すること
8. 後続組に対して先に打球させるときは、後続組の全員が打ち終わるまで安全な場所に退避すること
9. ホールアウト後は速やかにグリーンから立ち退き、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進むこと

第15条 雷等異常荒天の場合

プレーヤーへの緊急警報としてホーンを使用します。

1. この場合長いホーンまたはサイレンをクラブハウス、及びアウト・インの茶屋から1回鳴らしてお知らせいたします。この警報はプレー中断の上一時待機を通知するもので、プレーの中止ではありません。大雨時に傘を差してプレー時等、ホーンまたはサイレンが聞こえにくくなる場合もございますのでご注意ください。プレー再開する場合は、再び長いホーンまたはサイレンをクラブハウス、及び茶屋から一回鳴らしお知らせします。
2. ホーンまたはサイレンが鳴った場合、直ちにプレーを中断しクラブハウス・茶屋(場内別途掲示)等安全と思われる場所へ避難してください。
3. 緊急又は危険を感じる場合等、ホーンまたはサイレンの有無にかかわらず、プレーヤー自身の判断で避難してください。

第16条 火気使用の禁止

クラブハウス内並びにコース内での喫煙および火気使用は、所定の場所以外は厳禁とします。喫煙については指定場所以外は禁煙とし、タバコの吸い殻、マッチの燃え殻は確実に消火し、必ず灰皿に捨ててください。

第17条 乗用カートの利用

乗用カートの利用に際しては、以下の各項を遵守していただきます。

1. キャディ付き・セルフプレー共通
 - ・乗用カートを利用するプレーヤーは、走行中並びに乗降時の安全にご注意ください。
 - ・乗用カート走行中は、振るい落とされないよう正しい姿勢で着座し、カートの取っ手を把持してください。

- ・乗用カート走行中における乗車・下車は禁止します。
- ・乗用カートから身体の一部・衣服・道具(ゴルフクラブ等)がはみ出さないようご注意ください。
- ・乗用カートの前は絶対に歩かないでください。

2. キャディ付きプレーの場合

- ・乗用カートはキャディが操作しますので、走行制御関連の装置に手を触れないでください。

3. セルフプレーの場合

- ・乗用カート进行操作する場合は、同伴者の着座・乗車姿勢に注意を払い、安全且つ確実な運転に努めてください。
- ・斜面その他不安定な場所、または打球が当たる恐れがある場所には停車しないでください。

第18条 違背時の責任の所在

利用者が第14条・第16条・第17条に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合、並びに自己が傷害等を負った場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。但し、当倶楽部に故意・重過失がある場合はこの限りではありません。

第19条 プレー終了後のクラブ確認

利用者は、プレー終了後にクラブを点検し相違がないか慎重に確認し、所定の用紙にサインしてください。確認後の本数不足・取り違え・瑕疵等について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。但し、当倶楽部に故意・重過失がある場合はこの限りではありません。

第20条 プレーヤー同士での事故

プレーヤー同士によって生じた事故またはトラブルについては、プレーヤー同士で解決していただきます。また、当該プレーヤーが非会員である場合、同伴者並びに紹介した会員も連帯で責任を負うものとし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第21条 忘れ物

当ゴルフ場内での忘れ物は、発見の日から3か月間お預かりしています。本人である事を証明の上、お受け取りください。なお、下着類・腐りやすい物などはこの限りではありません。

第22条 当ゴルフ場に損害を与えた場合

利用者の故意または過失により当ゴルフ場の従業員・施設・器具類等に損害を与えた場合、または当ゴルフ場の運営に支障をきたした場合には、その損害を賠償していただきます。

第23条 施設内への持込品

当ゴルフ場へ次の各項の持込をお断りいたします。

1. 動物などのペット類
2. 悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類
4. 火薬・揮発類等、発火・爆発の恐れがあるもの
5. 騒音を発するもの
6. その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの

第24条 行為の禁止

当ゴルフ場において次の各項の行為を禁止します。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為
2. 物品の販売、宣伝広告等の行為(特に許可する場合を除く)
3. 利用者以外の者のコース内立入り(特に許可する場合を除く)但し許可した場合においても、利用者以外の者が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
4. 他人に迷惑・不快感等を与える行為
5. 施設内の器具・備品を持ち出す行為
6. コース内でのみだりな携帯電話の使用
7. その他、当ゴルフ場の運営に支障をきたす恐れがある行為

第25条 約款の周知

会員は、同伴者または紹介した非会員の利用者に対し、本約款の存在並びにその内容の周知に努めてください。

第26条 信義則

その他、本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実を以って解決されるものとします。

第27条 本約款の改定

本約款はコース運営状況等、必要に応じ福岡サンレイクゴルフ倶楽部理事会が協議の上、会員の意向に反しないと認められるときは、予告なく改定できるものとします。

以上

平成26年1月1日